

松浦 商工会議所NEWS

令和2年7月17日発行

第45号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・令和元年度事業・決算報告を承認可決
- ・令和元年度実施した主な事業
- ・松浦商工会議所30周年記念事業実施決定!
- ・新入会員紹介
- ・検定試験情報
- ・新型コロナウイルス対策関連/資金繰り支援・助成金・補助金等の支援情報
- ・YEGコーナー
今年度はじめて会員が一堂に会し例会を開催
- ・女性会コーナー
女性会通常総会を開催
- ・会員コーナー
松浦警察署が(株)エミネントスラックスへ感謝状を授与
- ・法律相談コラム
感染症予防のためのイベントや旅行の中止・変更は、契約違反になりますか?
- ・広告 中退共

令和元年度事業・決算報告を承認可決



～通常議員総会～

令和元年度の当会議所事業報告並びに収支予算報告を審議する通常議員総会が、6月25日松浦シティホテルにて開催されました。

第1号議案の令和元年度事業報告について、第2号議案の令和元年度収支決算報告(一般、中小企業相談所、労働保険事務組合、アクサ生命共済)について審議が行われ原案通り可決・承認されました。

令和元年度実施した主な事業

<要望活動>

1. 長崎県商工会議所連合会より、長崎県知事に対し合同要望を行いました。(8月6日)
主な要望事項
①交通網の整備促進、架橋などのインフラ整備
②商店街活性化 ③観光振興など
2. 地域経済4団体が連携し「令和2年度施策に向けた要望(6項目)」を友田松浦市長に行いました。(8月29日)

<中小企業・小規模企業対策事業>

1. 経営指導員、支援員及び専門家派遣による個別指導
2. 消費税増税に対する対策事業(セミナー6回・個別専門家指導3回)
3. 創業支援事業(・起業塾全5回・ランクアップコース全3回・個別相談会3件)
4. 地域産業活性化課事業
(1) 事業推進員会議の開催(推進員会議2回 R1.5.23 R2.2.14)

- ①地域ブランド「青島〇」を活用した特産品の移出拡大。
- ②独自の高い技術を誇る地場縫製業の新たな展開・振興、ファッションプロジェクト
- ③マネーフォワードクラウド
- (2) ワーキングチーム会議の開催 計5回
・ファッション・青島まる合同会議 3回
・ファッションプロジェクト会議 1回
・青島まる会議1回
- (3) クラウド会計を活用した小規模事業者の経営力向上
・ビジネスアプリ徹底分析セミナー(1回/年・22社/回)
・クラウド会計及びモバイルポスレジ徹底活用塾(1回/年・22社/回)
・ビジネスアプリ導入個別サポート(6社/年)6件
・分析力向上支援(2件)
5. 国等の補助事業申請支援
・小規模事業者持続化補助金支援(申請9件)

6. (株)マネーフォワードとの業務提携事業（クラウド会計）
 ○利用企業 23先（法人3・個人20）
 ＊前年比3先増
 ○導入推進活動 セミナー1回 相談会1回

<各種事業活動>

- (1) 商店街・地域活性化事業
 ①志佐振興会事業（第3回志佐夜市・志佐町まちゼミ・商店街防犯カメラ設置3か所）
 ②今福支部事業（商店街内イルミネーション設置・くるくるハウス）
 ③松浦よかばい朝トラ市事業の運営
 ④松浦お3時プロジェクト事業の支援
 ⑤松浦こども博事業への協賛・支援
- (2) 観光関連事業
 ・市内まつりへの参加協力（松浦不老山フェスタ・松浦水軍まつり・花火大会他）
- (3) 福利厚生・人材育成事業
 ○従業員交流事業の支援
 ・第32回労政協ソフトボール大会
 ・第32回労政協ボウリング大会
 ・第32回労政協勤労者の祭典・ソフトバレーボール大会

<経営改善普及事業>

- ①経営指導員（2名）による指導（指導回数巡回345回 窓口897回）
 ②講習会の開催（16回 432人）
 ③金融斡旋（斡旋件数 23件 斡旋額114百万円）
 ④労働保険代行（委託事業所数219先 対象従業員数677名）
 ⑤小規模企業共済、倒産防止共済

<その他の事業>

- ①会議所会報発行（3回）
 ②貿易証明（2件 21通）
 ③技術技能の普及検定（日商簿記検定試験・珠算検定試験）
 ④共済制度推進（アクサ生命ほほえみ共済）
 ⑤集団検診事業（受診状況 20社 109名）
 ⑥プレゼント事業（ほほえみ共済加入事業主様へ花鉢プレゼント）

**松浦商工会議所30周年
記念事業実施決定！**

去る6月25日に開催した通常総会において、本年度事業として、当会議所設立30周年を記念する事業を実施することが決定しました。

今後、30周年記念事業実行委員会（委員長：井手眞悟常議員）を中心に開催に向けて準備を進めてまいります。内容が決定いたしましたら、会員

の皆様にご案内いたしますので是非多くの方のご参加をお待ちしております。

- 実施予定日 **令和2年12月5日（土）**
- 会場予定 式典・講演会：松浦市文化会館
祝賀会：松浦シティホテル
- その他 記念誌の発行も併せて実施予定

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
居酒屋れい	久間 令子	今福町	飲食業 (弁当店)
民宿ひらの	平野トヨ子	御厨町	宿泊業
リスタート松浦	古賀 末子	志佐町	工業 (シャツ・Tシャツ縫製)
株式会社TEN	松尾 益美	志佐町	サービス業 (カウンセリング)
泰成工業	久保田数吉	御厨町	工業

(R2.4.27～R2.6.29)

～(検)定試験情報～

■簿記検定（日本商工会議所）

【日程】

◆第156回 1～3級

- ・実施日 令和2年11月15日（第3日曜日）
- ・申込期間 令和2年9月7日（月）～
10月16日（金）
- ・合格発表 令和2年11月30日（月）～
※1級は 令和3年1月4日（月）～

◆第157回 2～3級

- ・実施日 令和3年2月28日（第4日曜日）
- ・申込期間 令和2年12月21日（月）～
令和3年1月29日（金）
- ・合格発表 令和3年3月15日（月）～

■珠算能力検定（日本珠算連盟）

【日程】

◆第220回 1～10級

- ・実施日 令和2年10月25日（第4日曜日）
- ・申込期間 令和2年8月17日（月）～
9月24日（木）
- ・合格発表 令和2年10月30日（金）～

◆第221回 1～10級

- ・実施日 令和3年2月14日（第2日曜日）
- ・申込期間 令和2年12月7日（月）～
令和3年1月14日（木）
- ・合格発表 令和3年2月19日（金）～

国の3大補助金を活用しませんか？

1. 小規模事業者持続化補助金（令和元年度補正予算）

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することで、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的としている。

取組経費とは、①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費など多岐にわたり活用できるものになっています。

■補助率等

※原則50万円を上限に補助

（補助率：2／3）

※別に募集される「コロナ特別対応型」では、補助額100万円及び条件によっては、補助率が3／4に上がるものもあります。

※今回の持続化補助金では、必要最小限の新型コロナウイルス感染防止対策を行う取組についての追加補助（100％補助、上限原則50万円）も利用することが可能。

2. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型〕

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

※補助上限 1,000万円

（補助率中小企業 1／2、小規模事業者 2／3）

※別途、事業再開枠として 定額補助あり
（10／10、上限50万円）

3. IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするもの。※補助上限450万円（補助率1／2）6月9月12月に締め切り予定。

また、今回新たに設けられた特別枠（以下、

「C類型」）は、昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等）に取り組む事業者によるIT導入等を優先的に支援するために創設され、補助率が3/4に引き上げられています。



雇用調整助成金の上限が 引き上げられました

手続きが面倒だとあきらめていませんか？

手続きが大幅に簡素化されています。一度専門家に相談してみませんか？

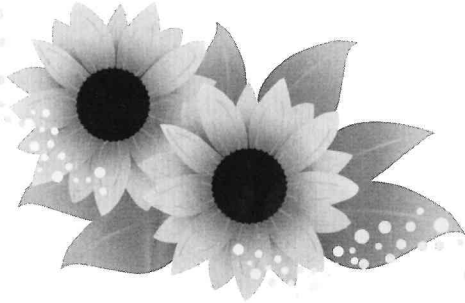
- ・受給額の上限が引き上げられました。
1人あたり日額8,330円→15,000円
※企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用
- ・緊急対応期間が9月末日まで延長されています。
- ・解雇せずに雇用の維持を務めた中小企業への助成率を10/10（100％）に拡充します。
- ・すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます。
- ・雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。

詳しくは厚労省HPを検索

雇用調整助成金

検索

<雇用調整助成金の様式はこちら>



**長崎県新しい生活様式対応支援補助金を
ぜひご活用ください※申請期限8月14日**

今後の持続的な対策を見据え、事業者が営業継続・再開に向けて導入する感染症拡大防止対策を支援する目的で、次の条件のもと受給することができます。※詳しくは、県HP又は当所設置の募集要項にてご確認ください。

■対象事業者

店舗等において消費者等と接触機会が多い中小事業者等。

■補助率等

税抜き100%補助、但し10万円上限

■補助対象経費

次の(1)及び(2)を満たし、感染症拡大防止対策の取組に要する経費とします。

(1)感染症拡大を防止するために要する消耗品等購入費、備品・機械装置等購入費、資材購入費、広告宣伝費等

(2)令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な経費で、令和2年4月1日から令和2年8月14日までに請求・支払行為が完了したもの

（消耗品等購入費、備品・機械装置等購入費、資材購入費、広告宣伝費等）

《取組事例》

・消毒液、非接触式体温計、マスク等の購入費

- ・飛沫防止シート、パーティションの設置費
- ・空気清浄機、エアコン（性能条件あり）の購入
- ・社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サイン施工費
- ・新しい生活様式をお知らせするためのポスター作成経費 など

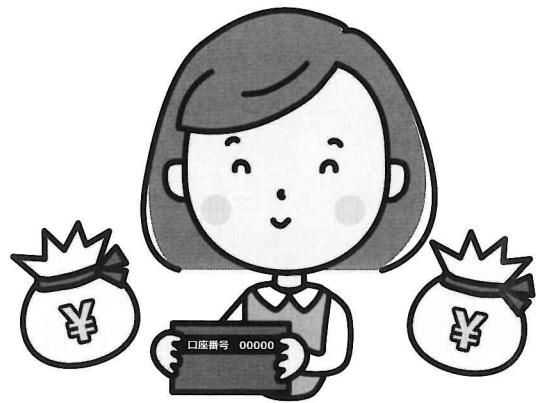
■申請受付期間

令和2年8月14日（金）まで

※事業対象期間は4月1日～8月14日まで

■申請用紙等

申請用紙等は商工会議所に設置してあります。また、長崎県HPからも入手できます。



**松浦市経営維持支援金の
申請受付期限が迫っています！
～申請受付期限 7/31日まで～**

自らが経営維持のために営業などの経営活動を行い、新型コロナウイルス感染症の影響によって大幅な減収に陥った事業者であって、新型コロナウイルス感染症の終息後においても経営を維持する意思のある事業者に対し、支援金の給付による支援を図るものです。

(対象事業者)

次の1.または2.に該当する事業所

1. 市内で事業を営んでいる中小企業者（個人経営事業者を含む）
2. 松浦市民であり、他市町で事業を営んでいる個人事業主

※既に松浦市経営維持支援金を上限まで受給された事業者は重複申請はできません。

※松浦市営農維持支援金や松浦市漁業者経営維持

支援金との重複申請はできません。

※他市町から同様の給付金を受給された事業者は重複申請はできません。

(申請要件)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響によって売上げが減少し、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 営業期間が1年以上継続している事業者
2020年3月～6月のいずれか1か月の売上が、前年同月と比べて20%以上減少していること。
 - (2) 営業期間が3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上の前年比較が困難な者
2020年3月～6月のいずれか1か月の売上が、2019年3月以降の連続する3か月間の平均売上と比べて20%以上減少していること。
2. 2019年12月25日納期限までの市税を滞納していないこと。
3. 申請者等が暴力団等に関与していないこと。
4. 国、法人税法別表第一に規定する公共法人ではないこと。
5. 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

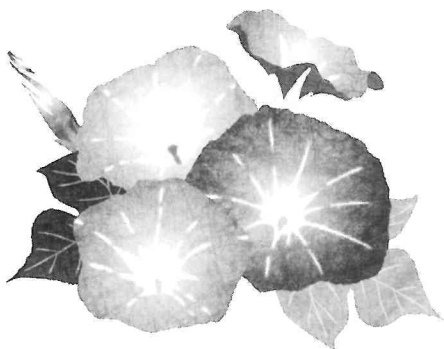
(給付額)

申請要件を満たす2020年3月～6月のいずれか1か月の売上減少額×2か月分
給付上限額は、1事業者につき20万円

(受付期間)

令和2年7月1日(水曜日)～令和2年7月31日(金曜日) ※当日消印有効

※募集要項及び申請様式等は松浦市ホームページまたは松浦商工会議所に設置してあります。



「青のまちプレミアム付き商品券」 取扱い店舗の登録はお済ですか?

まだ間に合います!!

青のまち松浦1億円キャンペーン「プレミアム付き商品券」の取扱い店舗等を随時募集中です。ぜひご活用ください。



【商品券の概要】

- ・商品券は7月1日から販売開始されています。
- ・おひとり最大4セット購入可能(20,000セット限定)。

※9月1日以降、販売残数がある場合、1人あたり新たに10セットまで購入可能

<特典1>

5,000円で1セット7,000円分の商品券(1,000円券×7枚)を発行(40%お得!!)

<特典2>

商品券購入者の中から抽選で100名様に特産品が当たる!!

- ・留意事項

商品券は、出資・有価証券の購入・債務の支払いなど消費に当たらないもの又は商品券・プリペイドカード・はがき・切手・収入印紙・収入証紙など換金性のあるものへの支払いには利用できません。

詳しくは、松浦市地域経済活性化課

(Tel0956-72-1111) まで

新型コロナウイルス感染症の 影響に係る国民健康保険税減免 について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少した世帯は国民健康保険税の減免を受けることができます。



【対象となる世帯】

次のいずれかの条件を満たす世帯が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の項目全てに該当する世帯
 - ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業・不動産・山林・給与）が前年収入と比較して30%以上減少が見込まれること
 - ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること（注意）非自発的失業者軽減制度に該当する世帯は、上記減免の対象外となります。

【減免の対象となる期間】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間で該当する期間

詳しくは、松浦市税務課 市民税係
(0956-72-1111) へお尋ねください。

YEGコーナー

今年度初めて 会員が一堂に会し 例会を開催!!

7月15日（水）に今年度初めて会員が一堂に会して例会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症等の影響により4月から6月まで会議や事業を中止し、また、7月以降の事業についても当初の事業計画を実施するのは難しいと判断し、一旦白紙と致しました。

また、追い打ちをかけるように豪雨災害による甚大な被害が各地で起こっています。

しかし、このような状況下において7月からの活動再開に向けて「今だからできること」を当青年部内の各委員会で考え年間事業計画を再度立案し、7月例会にて発表されました。

今年度は、5回目を迎える予定でした「松浦子ども博」をはじめ、当初予定していた事業がほぼ中止といたしました。新型コロナウイルスが終息あるいは共存できるようになった際には盛大に事業を展開したいと考えています。

その折は皆様のご支援ご協力のほど宜しくお願いいたします。

《今後の主な事業予定》

- ・松浦子ども博広報活動
（webサイトのリニューアル）
- ・箸作り体験
- ・ワークショップの開催
- ・政策提言発表会
- ・長崎県商工会議所青年部連合会主管／第26回県連会員大会まつうら大会の開催
- ・三地区（佐世保・平戸・松浦）合同事業の開催
（今年度は佐世保での開催）など

※新型コロナウイルス感染症等の影響により延期または中止となる場合があります。

女性会コーナー

松浦商工会議所 女性会通常総会を開催

令和2年度松浦商工会議所女性会通常総会が、6月3日（水）旅館すえひろに於いて開催されました。（会長＝小松 由美子氏）

総会では、令和元年度事業報告並びに決算報告、令和2年度事業計画並び予算、任期満了に伴う役員改選が原案通り承認され、新会長の湯浅恵美子氏より就任挨拶がありました。

総会終了後の懇親会では、新型コロナウイルス感染防止のため女性会メンバーのみで、ソーシャルディスタンスを保ちながら、交流・親睦を深められました。

【令和2年度の主な事業（予定）】

- ・地域活性化事業
まちなか七夕飾り（規模を縮小して実施）
- ・研修会、講習会の実施
視察研修（長崎市）（7月12日～13日）
- ・長崎県大会の参加
松浦商工会議所女性会30周年記念事業（11月12日）
- ・その他（イベント等）



【令和2年度 新役員】

会 長	湯浅 恵美子
副 会 長	山本 君子・谷口 玲子・浦田 数代
相 談 役	小松 由美子
会計兼総務	今里 洋子
理 事・ 地区役員	宮下 ゆう子・吉住 三佐子
	江口 洋子（※監事と兼任）
	高田 さおり
監 事	白石 和子・江口 洋子

会員コーナー

7月8日（水）、株エミネントスラックス（前田周二社長）は、松浦警察署（犬塚尚男署長）から感謝状が贈られました。

新型コロナウイルスの影響でマスクが不足している中、縫製技術が役立てられればと、スラック

スの生地を裁断して出る端切れを活用して従業員が就業時間後に5000枚を製作され、松浦警察署や消防署、病院、学校、幼稚園などに無料配布されました。



安心



活気



やる気



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

法律相談コラム

◇感染予防のためのイベントや旅行の中止・変更は、契約違反になりますか?◇

Q 感染症の予防のため、イベントや旅行の人数が制限されたり中止になったりした場合、契約上の責任はどうなるのでしょうか。消費者側からキャンセルした場合は、キャンセル料が発生しますか。

A 難しい問題ですね。おそらく、これから裁判になる事例が出てきそうです。考え方としては、具体的な事情により、ケースバイケースの判断になります。

具体的な事情の中でも、次の点が重要になってきます。

人数制限や中止の理由…自粛要請、緊急事態宣言による休業要請、業界のガイドライン制定、事業者側の自主判断、消費者側の自主判断、などがあり得るが、どういったものか

契約内容…天災地変や疫病の場合の規定があるかどうか、規定の内容はどうか

さて、イベントや旅行の契約をしたのに、後から人数制限や中止になるということは、当初の契約どおりの履行がなされない、ということです。

法律的には、契約を履行できない場合にも分類があります。

(a)どちらか一方の責任で履行できない場合

(b)どちらの責任でもない事情で履行できない場合

(b)の場合の代表は、天変地異や災害などで、「不可抗力」といわれます。実は、感染症(疫病)は、「不可抗力」の代表的な場面の一つです。

ただし、契約を履行できないということが、感染症による直接の影響(実際に感染した等)であれば、「不可抗力」といえるでしょうが、間接的な影響(感染症の予防目的での制限など)の場合は、「不可抗力」にあたるのかどうか、難しい問題があります。今後、裁判になる事例も出てくるでしょう。

ここからは、仮定をおいての話になります。

もし、(b)どちらの責任でもない事情で履行できない場合(不可抗力)であるとする、契約にその場合の規定があれば、原則としては契約上の規定によります(ただし後述のとおり例外があります)。

契約にその場合の規定がなければ、民法により、イベントや旅行の主催者側は代金を請求できません(=参加者側は代金を支払う必要なし)。キャンセル料についても同様に考えられます。

なお、もし契約上の規定が、「不可抗力による場合の中止でも消費者側にキャンセル料の負担が発生する」というものだった場合、民法等の法令による場合よりも消費者の義務を加重するもので、消費者契約法により無効となる可能性が高いと思われます。

もし、(a)どちらか一方の責任で履行できない場合であるとする、事業者側・消費者側のどちらからのキャンセルの場合でも、損害賠償の問題になります。

契約上の規定があれば原則としてそれによりますが、消費者側からのキャンセルについてキャンセル料の規定があっても、常に有効というわけではありません。消費者契約法により、消費者が負担する違約金等の金額には制限があり、違約金等の定めが、当該契約と同種の消費者契約の解除により生じる、事業者側の平均的な損害額を超える場合は、超える部分の違約金等は無効となります。

キャンセル料等が高額でない場合は、どちらの当事者も裁判は望まないでしょうから、話し合いで一致点を探ることも必要になります。

疑問や懸念がある場合は、早めに弁護士等の専門家にご相談なさってください。

T848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 坪 悠樹【文責】

(注)本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

